

介護老人福祉施設重要事項説明書

令和 年 月 日現在

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-453-1002 FAX 047-453-1011

担当 増嶋 良充 長谷川 千恵子 宮崎 隼

* ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. ゆいまーる習志野介護老人福祉施設の概要

(1) 提供できるサービスの種類と所在地

施設名	ゆいまーる習志野介護老人福祉施設
所在地	習志野市秋津3丁目5番1号
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (千葉県 1272101443 号)

(2) 同施設の概要

人	員	80 名	静養室	2 室
居 室	4 人部屋	18 室	医務室	2 室
	2 人部屋	2 室	食 堂	2 室
	個室	4 室	機能訓練室	2 室
浴 室	一般浴槽・中間浴槽・ 特殊浴槽があります。			

(3) 職員体制

3:1 (利用数: 介護看護職員数) ※施設内掲示の通り

- ・施設長 1名 (従来型・ユニット型・短期入所生活介護事業と兼務)

常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の従事者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、従業者に必要な指揮命令を行う。

- ・医師 1名以上 (非常勤職員1名以上、従来型・ユニット型・短期入所生活介護事業と兼務)

入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

- ・生活相談員 1名以上 (常勤職員1名以上)

入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

- ・介護職員 34名以上 (常勤換算34名以上、短期入所生活介護事業と兼務)

入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

- ・看護職員 3名以上 (常勤換算3名以上)

入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。

- ・管理栄養士 1名以上 (常勤職員1名以上、従来型・ユニット型・短期入所生活介護事業と兼務)

食事の献立作成、栄養計算、栄養ケア・マネジメント作成、入所者に対する栄養指導等を行う。

- ・機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

- ・介護支援専門員 1名以上 (常勤職員1名以上)

施設サービス計画の作成等を行う。

- ・事務職員 3名以上 (常勤換算3名以上、従来型・ユニット型・短期入所生活介護事業と兼務)

必要な事務を行う。

3. サービスの内容

(介護保険サービス)

施設サービス計画の立案
入浴
日常生活介護
機能訓練
自立支援
生活相談
健康管理
療養食の提供
栄養ケア・マネジメント

(介護保険外サービス)

理美容サービス
行政手続代行
預り金出納管理
印鑑、通帳、年金証書等預かり・管理
買物サービス等

4. 利用料金

(1) 基本料金

- | | |
|---------|----------|
| ①施設利用料 | 契約書別紙の通り |
| ①居住費・食費 | 契約書別紙の通り |

(2) その他の料金

- | | |
|-------------|--------------------------|
| ①理美容費 | 理美容業者と相談の上低料金を設定 |
| ②レクリエーション費用 | 材料費実費、参加費等 |
| ③買物サービス | 買い物 |
| ④所持品預かり・保管料 | 印鑑、通帳、年金証書等預かり・保管・入金出金代行 |
| ⑤日常費用支払代行 | 医療費・搬送費・年金支払代行 |

上記の他、介護保険対象外の料金については、別途資料をご覧ください。

(3) 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、20日までにお支払いください。
お支払い頂きますと、領収書を発行します。
お支払い方法は、口座自動引き落とし、または、現金といたします。

5. 入退所の手続き

施設との直接契約になります。必ず施設・契約者・代理人のもとで行われます。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営方針

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の身になってサービス提供に努め、施設サービス計画に基づき可能な限り居宅における生活への復帰をめざし、個々の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。
また、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うことを基本方針とする。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

①面会

午前9:00 ～ 午後8:00 まで *緊急の場合はこの限りではありません。

②外出、外泊について

事前に所定の手続きにより、施設へ申し出て下さい。

③飲酒、喫煙

ご相談して下さい。

※但し喫煙は指定の場所に限ります。

④設備、器具の利用

決められた通りに正しくお使い下さい。

※場合によっては弁償していただく場合があります。

⑤金銭、貴重品の管理

所持する場合は、自己責任のもと管理をお願い致します。

※万一事故等が発生した場合には、当施設では責任を負いません。

⑥病院等への受診

嘱託医の判断で病院受診の指示が出る時があります。その際は、ご家族のお付き添いをお願い致します。

⑦宗教活動

個人的な活動については認めますが、職員または他の利用者等については管理上の問題から認められません。

⑧所持品等の持ち込み（ペット等含む）

所持品等については、ご相談して下さい。但し、ペット等については管理上の問題から認められません。

※ご面会時等のペットの持ち込みは認められません。

⑨宿泊

ご家族の待機場所として「家族室」をご用意しておりますが、簡易的な部屋です。ご利用に当たりましては、職員にご確認下さい。

※その他、職員にご確認下さい。

7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

8. 事故発生時の対応

(1) 当該入所者への対応

事故発生時は、当該入所者の安全を最優先として、緊急時マニュアルに沿って対応する。

(2) 事故状況の記録

事故の状況及びその後の経過について記録する。

(3) 報告

サービスの提供により事故が発生した場合には、当該入所者の家族、県等に報告する。

(4) 損害賠償

サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

9. 非常災害対策

- ・ 災害時の対応 当施設の建物は、耐震診断の結果問題のないとのこと。
また火災に備え下記防災設備の点検も定期的に実施しており、災害時の職員への連絡・夜間宿直員配置・地域住民の協力をいただく等で対応する。
また、備蓄品として5日分の飲料水・食料品の他日用品も備蓄専用倉庫にあります。
- ・ 防災設備 消火栓・屋内消火栓・スプリンクラー・自動火災報知機・非常放送非常通報設備・防排煙設備・避難器具（担架・防災頭巾等）・誘導灯、誘導標識・自家発電設備
- ・ 防災訓練 日頃から、昼夜の災害・火災場所を想定した訓練に基づき、全職員が敏速に行動できるよう繰り返し訓練を実施しています。また、地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施を行います。
- ・ 防火責任者 市田 智

10. 虐待防止に向けた体制

虐待防止に向け、職員に対しての研修を実施します。

11. サービス内容に関する相談・苦情

●当施設ご利用相談・苦情担当 ゆいまーる習志野相談係

・苦情受付担当

ゆいまーる習志野介護老人福祉施設 主任相談員 増嶋 良充

(電話) 047-453-1002

・苦情解決責任者

ゆいまーる習志野介護老人福祉施設 施設長 白川 久雄

(電話) 047-453-1002

●第三者委員

僧侶

鈴木 善光

(電話) 043-424-0808

団体職員

大野 長年

(電話) 043-424-0808

●千葉県国民健康保険団体連合会

介護保険課

苦情処理係

(電話) 043-254-7428

12. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

13. 当事業所の概要

法人名

社会福祉法人 清和園

代表者役職・氏名

理事長 清水 一人

本部所在地・電話番号

千葉県若葉区若松町792-1

043-424-0808

施設名・施設長名

ゆいまーる習志野介護老人福祉施設

施設長 白川 久雄

施設所在地・電話番号

習志野市秋津3丁目5番1号

047-453-1002

定款の目的に定めた事業

- (1) 養護老人ホーム
- (2) 特別養護老人ホーム
- (3) 老人短期入所事業
- (4) 老人デイサービス事業
- (5) 老人訪問介護事業
- (6) 老人介護支援センター
- (7) 老人居宅介護支援事業
- (8) 地域包括支援センター
- (9) ケアハウス
- (10) 特定施設入居者生活介護
- (11) 生活支援ハウス
- (12) 認知症対応型共同生活介護
- (13) 介護予防支援事業
- (14) 障害福祉サービス事業
- (15) その他これに付随する業務

施設・拠点・事業等	養護老人ホーム	1ヶ所
	特別養護老人ホーム（従来型）	5ヶ所
	特別養護老人ホーム（ユニット型）	3ヶ所
	地域密着型特別養護老人ホーム	1ヶ所
	短期入所生活介護（予防含む）	12ヶ所
	通所介護（予防含む）	9ヶ所
	認知症対応型通所介護（予防含む）	2ヶ所
	居宅介護支援事業	4ヶ所
	ケアハウス	1ヶ所
	地域包括支援センター	2ヶ所
	特定施設入居者生活介護	1ヶ所
	生活支援ハウス	1ヶ所
	認知症対応型共同生活介護	1ヶ所
	訪問介護（予防含む）	2ヶ所
	障害者グループホーム	1ヶ所
	日中一時支援	1ヶ所
	共生型生活介護事業	2ヶ所

事業者	
住 所	習志野市秋津3丁目5番1号
事 業 者 名	社会福祉法人 清和園 ゆいまーる習志野介護老人福祉施設
代 表 者	施 設 長 白 川 久 雄

重要事項説明書について説明を受け、了承しました。

令和	年	月	日	利用者名	印
				連帯保証人	印
				連帯保証人	印